三　報復関税に係る措置の内容

二に掲げる貨物で平成二十一年九月一日から平成二十二年八月三十一日までの間に輸入されるもの（アメリカ合衆国を原産地とするものに限る。）については、一般の関税のほか、九・六％の関税を課する。

四　報復関税に係る措置をとる理由

イ　アメリカ合衆国千九百三十年関税法第七百五十四条（以下「バード修正条項」という。）は、アメリカ合衆国において、不当廉売関税及び相殺関税（以下「不当廉売関税等」という。）による税収を、不当廉売関税等に係る措置を申請し、又は申請を支持したアメリカ合衆国内の生産者等に分配する規定であるが、二〇〇三（平成十五）年一月、世界貿易機関協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。以下同じ。）附属書一一紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関（以下「紛争解決機関」という。）において、世界貿易機関協定違反が確定し、バード修正条項の撤廃等が勧告されたところである。しかし、アメリカ合衆国は、勧告の履行の期限（同年十二月）を経過した後も勧告を履行しなかったことから、二〇〇四（平成十六）年一月、我が国は、紛争解決機関に対抗措置を申請し、同年八月の対抗措置の規模に関する仲裁決定を経て、同年十一月、紛争解決機関により対抗措置が承認された。この承認に基づき、我が国は、玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）を制定し、二〇〇五（平成十七）年九月一日から二〇〇六（平成十八）年八月三十一日までの間に輸入されるアメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等の十五品目について、一般の関税のほか、十五％の関税を課すこととした。

ロ　二〇〇六（平成十八）年二月、アメリカ合衆国において、バード修正条項の廃止法が成立したものの、二〇〇七（平成十九）年十月一日より前に通関された貨物に係る不当廉売関税等による税収については、経過措置として引き続き同条項に基づく分配が行われることとなっており、紛争解決機関による勧告が履行されていない状態が継続していた。このような事情を踏まえ、世界貿易機関協定に基づいて直接又は間接に本邦に与えられた利益を守る必要があることから、報復関税を課する期間を二〇〇六（平成十八）年九月一日及び二〇〇七（平成十九）年九月一日にそれぞれ一年間延長し、さらに、二〇〇八（平成二十）年九月一日より報復関税の課税対象貨物及び税率を変更し、一年間延長することとした。

ハ　二〇〇九（平成二十一）年八月現在においても、額は減少したものの、バード修正条項に基づく分配は引き続き行われており、紛争解決機関による勧告が履行されていない状態が継続しているため、二〇〇九（平成二十一）年九月一日から二〇一〇（平成二十二）年八月三十一日までの間に輸入されるアメリカ合衆国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受の二品目について、九・六％の報復関税を課することとした。

五　その他参考となるべき事項

イ　対抗措置の規模

バード修正条項による日本産品に係る直近年の分配額に〇・七二を乗じた額（アメリカ合衆国の二〇〇八財政年度における当該分配額に基づき約十七・九億円）（紛争解決機関に承認された額）の範囲内である。

ロ　報復関税の税率変更の理由

アメリカ合衆国の二〇〇八財政年度におけるバード修正条項による日本産品に係る分配額が前年度に比べて減少したことにより対抗措置の限度額が減少したため、税率を変更した。

ハ　終了時期

アメリカ合衆国が、バード修正条項に関する世界貿易機関の勧告を履行した場合には、速やかに対抗措置を終了する。

ニ　その他

紛争解決機関の承認によれば、対抗措置の規模は、アメリカ合衆国政府により公表されたバード修正条項による直近年の分配額に基づき算出することとされていることから、報復関税の課税対象貨物及び税率等について、発動後一年ごとに見直す。

官庁報告

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査基準確定測量の成果につき、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして同条第５項の規定に基づき指定したので、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第11条の規定により、次のように公告する。

平成21年８月14日

農林水産大臣　石破　茂

測量及び調査を行った者の名称	測量及び調査を行った地域
北海道	北海道岩見沢市北村字栄町及び北村字赤川の各一部
〃	北海道深川市多度志及び字湯内の各一部
〃	北海道深川市一已町字一已の一部
〃	北海道深川市多度志、宇摩及び多度志南の各一部
〃	北海道富良野市並びに空知郡中富良野町字中富良野の各一部
〃	北海道石狩郡新篠津村の一部
〃	北海道夕張郡由仁町字岩内の一部
〃	北海道夕張郡長沼町、字馬追及び字馬追原野の各一部（東長沼第２地区）
〃	北海道夕張郡長沼町、字馬追及び字馬追原野の各一部（鶴地区）
〃	北海道夕張郡栗山町字大井分及び字旭台の各一部
〃	北海道樺戸郡月形町及び字知来乙の各一部
〃	北海道樺戸郡新十津川町字総進の一部
〃	北海道上川郡鷹栖町の一部（鷹栖東地区）
〃	北海道上川郡鷹栖町の一部（鷹栖西地区）
〃	北海道上川郡鷹栖町の一部（中央地区）
〃	北海道空知郡中富良野町字中富良野の一部
〃	北海道勇払郡厚真町字共和の一部
〃	北海道勇払郡厚真町字豊丘及び字軽舞の各一部
青森県	青森県弘前市大字鬼沢の一部
〃	青森県弘前市大字鬼沢の一部、大字撫木及び鬼沢の各一部
〃	青森県弘前市大字鬼沢の一部
〃	青森県五所川原市相内岩井、相内赤坂、相内桂川、相内露草、太田山の各一部
村前地区共同施行	青森県三戸郡南部町大字斗賀の一部
岩手県	岩手県花巻市石鳥谷町新堀の一部（三日堀地区）
〃	岩手県花巻市石鳥谷町新堀の一部（上郷大石野地区）
〃	岩手県花巻市東宮野目、上似内及び下似内の各一部
〃	岩手県花巻市湯口の一部
〃	岩手県北上市二子町の一部
〃	岩手県北上市平沢、黒岩、湯沢の各一部
〃	岩手県北上市和賀町横川目の一部
〃	岩手県遠野市土淵町土淵、飯豊及び青笹町糠前の各一部
〃	岩手県遠野市宮守町の一部（湯屋地区湯屋山口工区）
〃	岩手県遠野市宮守町の一部（湯屋地区藤倉工区）
〃	岩手県遠野市宮守町の一部（湯屋地区駒場工区）
〃	岩手県一関市花泉町大字上三ノ町、下三ノ町、下原、佐野下、町浦、五輪堂、藤田、宮沢、中沢、北角野、南角野、矢ノ目、石畳、沢川、上吉田、花泉及び老松の各一部
〃	岩手県一関市大東町猿沢の一部
〃	岩手県一関市千厩町奥玉の一部
〃	岩手県八幡平市古屋敷の一部
〃	岩手県八幡平市中佐井の一部
〃	岩手県八幡平市下の田の一部
〃	岩手県奥州市前沢区古城の一部（寺領小林地区）